

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(教授会)</p> <p>第5条 研究科に置く研究科教授会(以下「教授会」という。)は、<u>次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>研究科の規則、規程等の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p>(2) <u>指導教員の選定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>研究科副科長の選考に関すること。</u></p> <p>(4) <u>研究科長補佐の選考に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育研究評議会から委任された事項。</u></p> <p>(6) <u>研究指導等の基本に関すること。</u></p> <p>(7) <u>入学者の決定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学生の身分に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学位の授与及び取り消しに関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他研究科の運営に関する重要事項に関すること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(教授会)</p> <p>第5条 研究科に置く研究科教授会(以下「教授会」という。)は、<u>組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) <u>研究科の規則、規程等の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p>(2) <u>指導教員の選定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>研究科副科長の選考に関すること。</u></p>

<p>2 <u>前項第5号の取扱いについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 教授会は、その構成員(外国出張中の者を除く。)の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>8 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。ただし、<u>第1項第3号、第4号及び第5号に規定する事項については、3分の2以上の賛成を必要とし、同項第9号に規定する事項については、国立大学法人東京農工大学学位規程第15条第2項に定めるところによる。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>(代議委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 代議委員会委員の任期については、<u>部局組織運営規程第13条第7項の定めるところによる。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>(4) <u>研究科長補佐の選考に関すること。</u></p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) <u>研究指導等の基本に関すること。</u></p> <p>(7) 削除</p> <p>(8) <u>学生の身分に関すること。(入学及び課程の修了に関する事項を除く。)</u></p> <p>(9) 削除</p> <p>(10) <u>その他研究科の運営に関する重要事項に関すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除く。)の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>8 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。ただし、<u>第2項第3号、第4号及び組織運営規程第11条第2項第3号に規定する事項については、3分の2以上の賛成を必要とし、組織運営規程第11条第1項第2号に規定する事項については、国立大学法人東京農工大学学位規程第15条第2項に定めるところによる。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>(代議委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 代議委員会委員の任期については、<u>組織運営規程第13条第7項の定めるところによる。</u></p> <p>8 (略)</p>
---	--

附 則 (連規則第2号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。